

大阪市監査委員	船 場 太 郎
同	勝 田 弘 子
同	川 村 恒 雄
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 17 年 4 月 25 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 4 月 14 日、国税局は、職員奨学貸与金、職員結婚貸与金及びリフレッシュ活動支援事業の 3 事業について給与と認定した。これら 3 事業の給与は、いずれも根拠とする条例の定めがなく給与条例主義に反した公金の違法支出であり、市の被った損害を回復するため、監査を求めるものである。

(2) 給与と認定された福利厚生 3 事業

ア 職員奨学貸与金（以下「奨学貸与金」という。）

総務局人事部厚生課が直接給付する事業で、大学は年 46,000 円、短大は年 27,000 円、高校は年 18,000 円を貸与するが、通学期間の倍の期間を勤務すると返済が免除される。過去 5 年間で約 220 人が利用し、2,300 万円が支給された。

イ 職員結婚貸与金（以下「結婚貸与金」という。）

厚生課が直接給付。職員が結婚する際に 13,000 円を貸し付け、結婚後 4 年間勤務すると返済免除となる。過去 5 年間で約 3,000 人が利用し、約 4,000 万円が支給された。

ウ リフレッシュ活動支援事業（以下「リフレッシュ事業」という。）

任意団体大阪市互助組合連合会（以下「互助連合会」という。）の事業で、勤続 30 年の職員に、現金 5 万円若しくは同額相当の旅行券又は図書カード及びカルチャー受講券（以下「支援品」という。）が支給される。過去 5 年間に 2,100 人が受給し、約 1 億 500 万円が支払われた。

上記 3 事業の公金支出額合計は、約 1 億 6,800 万円である。

(3) 期間徒過の正当な理由

上記請求は1年の期間を徒過しているが、市が法的根拠のない支出であることを隠蔽してきたものであり、市民が客観的に知り得なかったことから、期間徒過に正当な理由がある。

(4) 措置請求

条例に基づかず職員に支払われた約1億6,800万円は、違法な公金の支出であり、市に損害が生じている。現在まで市長は損害賠償請求権の行使を怠っている。よって監査委員は、市長に対し違法に支出された公金の返還を関係者に求めるなど必要な措置を講ずるよう勧告することを求め、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づき事実証明書を添付して請求する。

事実証明書 ・平成17年4月15日付け毎日新聞、産経新聞、読売新聞記事
・奨学貸与金及び結婚貸与金の平成15年度実績及び平成16年度予算等
・互助連合会事業の概要

[監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

2 請求の受理

(1) 対象とする財務会計上の行為

奨学貸与金及び結婚貸与金については、請求の要旨の中で、当該貸与金が国税局によって給与と認定されたと主張し、事実証明書として添付された新聞記事において、貸与金が返還免除の時点で給与とみなされたとの記載があることから、当該貸与金の支出そのものではなく、貸与金の弁済免除を債権の放棄（財産の処分）として本件請求の対象としたものと解する。

また、リフレッシュ事業に係る支援品（以下「リフレッシュ支援品」という。）については、本市からではなく、互助連合会から該当職員に支給されるもので、外形的には、本市の財務会計上の行為にはあたらないが、請求人が主張する国税局の給与認定においては、本市が交付金という形をとり、当該支給相当分として各互助組合を通じて互助連合会に支出しており、実質的には、本市から職員に支給されたと見なされることから、本件請求においては、本市の公金の支出と解する。

(2) 請求期間と正当な理由

奨学貸与金及び結婚貸与金の弁済免除並びにリフレッシュ支援品の支給には、いずれも1年を経過したものが含まれている。

法第242条第2項において、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した時は請求することができないとされている。ただし、「正当な理由」があるときは、請求することができるかとされている。

「正当な理由」の有無については、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査をつくしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な

期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

請求人は、正当な理由として、市が法的根拠のない支出であることを隠蔽してきたものであり、市民が客観的に知り得なかったものであると主張している。

しかしながら、奨学貸与金については、職員奨学条例(昭和 25 年大阪市条例第 4 号。以下「奨学条例」という。)、職員奨学条例施行規則(昭和 25 年大阪市規則第 87 号。以下「奨学規則」という。)及び職員奨学条例施行規則の要綱(昭和 43 年総務局長決裁。以下「奨学要綱」という。)が存在するほか、奨学貸与金及び結婚貸与金は、一般会計予算事項別明細書及び一般会計歳入歳出決算事項別明細書に具体的に計上されており、制度の内容等についても、情報公開請求等により知り得ることができる。

また、リフレッシュ事業については、平成 16 年 10 月 7 日に開催された公営・準公営企業会計決算特別委員会の中で質疑がなされ、翌日の産経新聞にもそのことが記載されているほか平成 17 年 1 月 20 日付け日経新聞で、互助連合会から旅行券が支給されていることが掲載されている。また、平成 17 年 1 月 27 日に開催された財政総務委員協議会において当該事業についての質疑がなされており、本件請求が 4 月 25 日に提出されていることからすると、相当な期間内に監査請求がなされたものとは認められない。

したがって、弁済免除後 1 年を経過した奨学貸与金及び結婚貸与金並びに支給後 1 年を経過したリフレッシュ支援品の支給についての「正当な理由」は認められない。

以上により、弁済免除後 1 年を経過していない奨学貸与金及び結婚貸与金並びに支給後 1 年を経過していないリフレッシュ支援品の支給について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

平成 16 年 4 月 25 日以降の奨学貸与金及び結婚貸与金の弁済免除並びにリフレッシュ支援品の支給が、請求人の主張する事項から違法・不当な財産の処分又は公金の支出に当たるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 17 年 5 月 23 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から、新たな証拠の提出ははなかった。

請求の要旨を補足する内容は次のとおりである。

- ・国税局が課税と判断したということは給与と認定されたということである。

3 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、大阪市職員互助組合(以下「職員互助組合」という。)、互助連合会に対して関係人調査を実施した。

4 監査対象局の陳述

奨学貸与金及び結婚貸与金については総務局を、リフレッシュ支援品の支給については、総務局、交通局、水道局及び教育委員会事務局を監査対象局とし、平成 17 年 6 月 6 日に総務局長、交通局厚生課長、水道局厚生課長、教育委員会事務局給与課長ほか関係職員から陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 給与に関する規定

法第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 24 条第 6 項において、給与は条例で定めることとされ、法第 204 条の 2 には、普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給することができないとされている。

また、地公法第 25 条第 1 項には、職員の給与は、条例に基づいて支給されなければならないとされ、又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならないとされている。

(2) 厚生福利制度に関する規定

地公法第 41 条において、職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、且つ、公正でなければならないとされ、同法第 42 条において、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている。

(3) 奨学貸与金

ア 貸与の根拠及び手続き

奨学条例第 1 条に奨学金貸与該当者は、高等学校又はこれと同等以上の学校に夜間通学する者その他勤務成績、学業成績ともに優秀で、身体強健、操行善良な者などとされ、同条例第 4 条に貸与、廃止、停止、弁済その他必要な事項は市長が定めるとされている。

また、奨学規則第 4 条において貸与金の年額は、大学が 46,000 円、短期大学が 27,000 円、高等学校が 18,000 円とされ、奨学金貸与の決定を受けた者が、誓約書及び借用書を市長に提出の上、6 月末日までに貸与金が交付される。

なお、奨学金貸与基準には、学業で一定の成績を修めていることや勤務成績基準が満たされていることなどが規定されている。

イ 弁済免除の根拠

奨学金の弁済は、奨学規則第 7 条により、借受人は、奨学金の貸与期間が終了し、又は奨学金の貸与が廃止されたときは、市長の指定する方法により貸与金を弁済しなければならないとされ、同規則第 8 条では、市長が必要と認めるときは、弁済金を減免することがあるとされている。また、同規則第 9 条に、誓約書等の様式その他この細則の施行について必要な事項は、総務局長が定めるとされている。

なお、同規則第7条に関し、奨学要綱が定められ、次表のとおり、貸与後一定期間本市に勤続することにより、弁済が減額又は免除されることとなっている。

第7条関係：貸与金の弁済区分

勤続期間	弁済額
貸与期間の0.5倍未満	貸与金の全額
貸与期間の0.5倍以上1倍未満	貸与金の3分の2
貸与期間の1倍以上2倍未満	貸与金の3分の1

ウ 貸与金の状況

平成17年4月1日現在での貸与人数は328人で、貸与金額は27,016,459円となっており、平成16年4月25日以降平成17年3月31日までに弁済免除した件数は158件で、金額は7,871,442円となっている。

なお、平成16年度において弁済がなされた人数は6人で、金額は579,665円であり、対象者については、各所属からの奨学金貸与者退職報告書により把握されている。

また、貸与期間中、総務局厚生課及び各所属において、奨学金貸与者カードにより債権の管理が行われている。

エ 同種の奨学制度

看護師等修学資金貸与条例（昭和47年大阪市条例第21号）第6条第1号において、養成施設を卒業した後、本市に採用され、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間、看護職員として市立病院に勤務したときは、貸与した修学資金の返済債務を免除するとされ、また、保健師修学資金貸与条例（昭和49年大阪市条例第31号）第6条第1号において、養成施設を卒業した後、本市に採用され、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間、保健師として本市に勤務したときは、貸与した修学資金の返済債務を免除するとされている。

オ 権利の放棄の決定

法第96条第1項第10号において、普通地方公共団体の議会は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合のほか、権利を放棄するときは、議決しなければならないとされ、同法第180条において、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができることとされている。

なお、市長の専決処分事項に関する条例（昭和24年大阪市条例第12号）第8号において、1件100,000円未満の権利放棄に関する場合は、市長が専決処分することができることとされている。

カ 国税局の課税方針

職員の大学等の就学に対し奨学貸与金を支給しているが、卒業後の在職期間が一定の期間に達した時点で弁済が免除されており、この免除に伴う経済的利益に対し給与課税を行う必要があるとされている。

(4) 結婚貸与金

ア 貸与の根拠及び手続き

結婚貸与金については本市の規定ではなく、昭和 22 年 10 月 1 日に総務局労務部長から大阪市共済組合長あてに結婚資金貸付に関する件（貸付対象者、貸付金額、弁済方法、減免等）を共済組合（現 職員互助組合）において処理するよう依命通知があり、同日に各所属長あてに結婚資金貸付に関する件を共済組合で処理することになったことを依命通知する市長決裁の写しが存在する。

同年 10 月 7 日には共済組合長から総務局労務部長あてに結婚資金貸付に関する請書の提出並びに結婚貸付金規則制定に関する承認伺を行った写しがあり、それを受けて 10 月 8 日に市長が共済組合長あてに結婚貸付金規則を承認することを通知した写しがある。

職員互助組合規則（昭和 30 年大阪市規則第 35 号）第 23 条の 4 によると、組合員が結婚するときは、結婚祝金として 78,000 円以内の額を支給すると規定され、結婚祝金支給基準（昭和 43 年理事会決定）により、はじめての支給者には 78,000 円を支給するとされている。

一方、互助組合結婚資金貸付規則（昭和 22 年。以下「結婚貸付規則」という。）において、13,000 円を貸与するとされている。（内容は、2 関係人調査の結果（1）で記述する。）

結婚貸与金にかかる資金の交付請求は、職員互助組合理事長から市長あてに、上半期及び下半期に概算交付請求が過去 3 年間の実績に基づきなされ、総務局厚生課長決裁により、職員互助組合理事長あてに支出がなされ、それぞれの精算報告が職員互助組合理事長から大阪市長あてになされている。

平成 16 年度の精算後の支出状況は、639 件の 8,307,000 円である。

イ 職員互助組合から総務局への貸与金弁済

平成 17 年 5 月 20 日に職員互助組合から総務局へ退職による平成 16 年度分の弁済がされ、弁済件数は 12 件で、弁済金額は 102,700 円である。

ウ 弁済免除の根拠

結婚貸与金の弁済免除については本市の規定ではなく、本市の依命通知により、市長の承認を得て、互助組合が結婚貸付規則に基づいて、弁済の減額又は免除を定めている。（内容は、2 関係人調査の結果（1）で記述する。）

エ 国税局の課税方針

職員の結婚時に結婚貸与金を支給しているが、貸与後の在職期間が一定の期間に達した時点で弁済が免除されており、この免除に伴う経済的利益に対し給与課税を行う必要があるとされている。

(5) リフレッシュ事業

ア 支給の根拠及び交付金の請求等

職員互助組合は、職員互助組合条例（昭和 30 年大阪市条例第 3 号）第 50 条第 3 号で「その他相互共済並びに福利増進に関する事業」を行うことができると規定され、職員互助組合規則第 24 条の 3 第 1 項により、他の互助組合との協力事業として、組合員の福利増進を図るため必要と認めるときは、互助連合会

が行う事業に要する費用の一部に充てるため、分担金を支出することができる。とされ、同条第 2 項に 前項の分担金は、各互助組合の間において締結する協定に定めるところに従い支出すると規定されている。交通局互助組合及び水道局互助組合規程においても同様の規定がなされている。

互助連合会は、1 年間の支給実績を集計した上で、互助組合を通じて本市に交付請求を行い、本市は、互助組合及び互助連合会が実施する福利厚生事業に係る補給として通常支出している交付金とは別に、リフレッシュ支援品の資金全額として翌年度 5 月に直接的に支出することになっている。ただし、平成 16 年度分のリフレッシュ事業に係る本市からの交付金は支出されていない。

イ 国税局の課税方針

互助組合等を経由して勤続 30 年の職員に支援品を職員の選択により支給しているが、現金を含めたところで選択でき、市が直接執行していることから、課税しなくてよいとされている永年勤続表彰にかかる記念品に当たらないとされた。

一方、原資の一括交付で使途が記載されていなかった旅行券等の支給については、課税対象から除外されている。

2 関係人調査の結果

(1) 結婚貸与金

職員互助組合に対して関係人調査を行った結果は、次のとおりである。

ア 貸与根拠及び実績

職員互助組合の結婚貸付規則において、勤続 1 年以上の職員に対し 13,000 円の貸付をするとされている。

平成 16 年度の貸与実績は、貸与件数 639 件で、貸与金額 8,307,000 円となっている。

イ 結婚祝金との関係

結婚祝金支給基準により、はじめての支給者には 78,000 円支給するとされており、結婚祝金を請求する際に職員互助組合理事長あてに提出される給付金請求書には、結婚貸与金の請求欄があり、結婚後退職する場合には、結婚の日までの勤続年数に応じて返済していただく旨の記載がなされている。

この結婚祝金 78,000 円の中に上記アの貸与金 13,000 円が含まれて支給されている。

ウ 弁済免除の根拠

結婚貸与金の弁済は、結婚貸付規則第 6 条により、次表のとおり、結婚後一定期間本市に勤続することにより、弁済が一部又は全部免除されることとなっている。

第6条：貸付金の弁済額

結婚後退職までの期間 結婚の日までの勤続年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満
1年以上	全額	10分の8	10分の5	10分の3
2年以上	全額	10分の5	10分の3	
3年以上	全額	10分の3		

エ 貸与金の状況

平成16年4月25日以降平成17年3月31日までに一部又は全部弁済免除した件数は1,382件で、金額は7,683,000円となっている。

平成17年3月31日現在の貸与中の件数は1,302件で、貸与残額（未弁済額）は10,572,900円となっている。

(2) リフレッシュ事業

互助連合会に対して関係人調査を行った結果は、次のとおりである。

ア 支給の目的及び手続

平成7年度から、30年勤続（又は55歳の早い方）に係る永年勤続職務免除（リフレッシュ休暇）の取得者に対し、心身のリフレッシュを図り、公務能率の向上などに寄与する目的から、支援品を支給していたものであり、平成17年度から廃止されている。

支援品の請求の際には、所属長あてのリフレッシュ支援品給付請求届に、希望する支援品、支援品の使用期間（職務免除期間）のほか旅行券の場合には旅行先を記入することとされている。

各所属は、互助連合会に請求をし、互助連合会から各所属を経由の上、該当者に支給され、事後の使用報告については、各所属が受領者に使用状況を確認の上、使用期間を互助連合会に報告することとされている。

イ 事業実績

平成16年4月25日以降の事業実績については、現金は、888件の44,400,000円、旅行券等は、336件の16,267,500円となっており、合計1,224件の60,667,500円である。

ウ 本市からの交付金

平成16年度に支給したリフレッシュ支援品に対する本市からの交付金は支出されず、互助連合会の積立金から充当されている。

3 監査対象局の陳述

奨学貸与金については、向学心があり夜間通学している職員に対し本市として援助していくことは、長期的にはその職員の資質が市政運営に寄与するという考え方から、奨学条例及び奨学規則に基づき実施してきた事業である。奨学要綱により、貸与後、一定期間勤続することにより、弁済額を減額または免除することとしている。

また、結婚貸与金については、職員の結婚時の臨時出費に対応することにより家庭生活の安定を図ることを目的として実施してきたもので、その実施に当たっては職員互助組合に事務委託し、結婚貸付規則に基づき、互助組合の結婚祝金支給の際に同時に貸与を行ってきた事業である。同規則に基づき、貸与後一定期間勤続することにより減額または免除することとしている。

次に、リフレッシュ事業については、本市在職の一定の節目において、心身のリフレッシュを図り、もって、公務能率の向上に寄与することを目的とし、職員互助組合条例第 50 条第 3 項のその他相互共済並びに福利増進に関する事業に基づき、また、職員互助組合規則第 24 条の 3 に基づく分担金による、各互助組合の共通事業として実施してきた事業である。

これらの 3 事業については、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとする地公法第 42 条に基づき、福利厚生事業の一環として実施してきたものであり、法律、条例を根拠としている事業であると考えている。

4 判 断

以上のような事実関係の確認、関係人調査及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、国税局が給与と認定した本件 3 事業は、いずれも根拠とする条例の定めがなく、給与条例主義に反した違法な公金の支出であり、市に損害が生じていると主張している。

(1) 奨学貸与金

請求人が指摘する国税局の課税方針は、卒業後の在職期間が一定の期間に達した時点で弁済が免除されており、この免除に伴う経済的利益に対して課税を行う必要があるとのものである。

本件奨学貸与金は、奨学条例及び奨学規則に基づいて貸与しているものであり、免除については、同条例第 4 条の「弁済その他必要な事項は市長が定める」との規定を受けて同規則第 8 条に定められた「市長が必要と認めたときは減免することができる」との規定を根拠としており、また、弁済については、同規則第 7 条で市長の指定する方法によるとされ、奨学要綱により弁済区分を設けて卒業後の勤続期間に応じた弁済額を定め、貸与期間の 2 倍に達すれば全額弁済免除となるものである。

この免除については、奨学規則第 9 条の施行について必要な事項は総務局長が定めるとの規定により総務局長が決定しているものであるが、本来的には、貸付債権の権利放棄に当たることから、条例に定めるか議決若しくは市長の専決処分に属する事項であり、同規則第 9 条の規定がこの免除までも総務局長に委ねていると解することには疑問が生じるものである。

しかしながら、本件奨学制度と同種の看護師等修学資金貸与条例あるいは保健師修学資金貸与条例においても貸与を受けた期間に相当する期間の勤務をもって弁済を免除する規定が設けられていることから、本件奨学制度における弁済免除が均衡を失っているものではなく、また、本件奨学制度の適用に当たっては、勤務成績及

び学業成績等を審査して決定されており、学業に励むことによって得られる職員の資質向上が本市の事務事業遂行に貢献することを想定するのは可能であり、社会通念上においても、奨学資金の一定条件による弁済免除については許容される場所である。

以上のことから、本件奨学貸与金の弁済免除については、条例及び規則の権限解釈に疑問は残るものの、根拠とする定めがないとまではいえず、弁済免除することの合理性が一定認められることからすれば、違法なものと断定することはできないものである。

(2) 結婚貸与金

請求人が指摘する国税局の課税方針は、貸与後の在職期間が一定の期間に達した時点で弁済が免除されており、この免除に伴う経済的利益に対して課税を行う必要があるとのものである。

本件結婚貸与金の貸与及び弁済免除は、本市が互助組合に依命通知し、互助組合が結婚貸付規則に基づいて運用しているものであるが、この規則は市長が定める市規則としての位置付けがなされておらず、また、貸与金の弁済免除についても貸付債権の権利放棄に当たるものであるから、条例に定めるか議決若しくは市長の専決処分に属する事項である。

関係局は、職員の結婚時の臨時出費に対応することによって家庭生活の安定を図る福利厚生事業の一環であると説明しているが、その目的のためには、市長が定めた互助組合規則第 23 条の 4 に結婚祝金制度が規定されており、その規定に基づいて互助組合理事会で決定された祝金の額は 78,000 円となっている。

ところが、互助組合では、65,000 円を拠出し、本市から交付を受けた本件結婚貸与金の 13,000 円を合わせて 78,000 円として支給し、そのうえで、貸与金部分の 13,000 円については、結婚貸付規則により定められた弁済基準を適用し、結婚までの本市勤続期間に応じて結婚後の勤続期間が 2 年ないし 4 年に達すれば弁済免除としていることが認められる。

そうすると、結果的に互助組合が支給すべき結婚祝金の一部に本市が貸与金として支出した公金が充てられていることになり、弁済免除についても、互助組合に委ねられていることから、市長の権限において決定されていないことになる。

以上のことから、本件結婚貸与金の弁済免除については、本市の条例及び規則に基づくものではなく、本来執るべき所定の手続もなされておらず、また、一定期間の勤務実績をもって本市が利益を得るなどの合理的な理由も見出し難く、規定に反した財産の処分といわざるを得ないものである。

したがって、弁済を免除したことによって生じた本市の損害額に加えて、現在貸与中の未弁済額についても互助組合において債権管理を行っているのであるから、合わせて支出先である互助組合に返還を求めるのが相当である。

(3) リフレッシュ事業

請求人が指摘する国税局の課税方針は、互助組合等を経由して勤続 30 年の職員に支援品を現金を含めた選択により支給しているが、その費用の全額を本市が直接執行していると見なせるため給与課税を行う必要があるとのものである。

法に定める給与条例主義は、地方公共団体が条例に基づかないで給与その他の給付を職員に支給することを禁じているのであって、互助連合会が職員に行う給付はこれに抵触するものではないが、互助連合会が職員に対して行う給付の内容と本市が互助連合会に支出する交付金の形態によっては、法規定の趣旨を逸脱して違法と位置付けられる場合がある。

本件支援品の支給は、職員が現金又は旅行券等を選択し、リフレッシュ活動実施期間や旅行先等を記載のうえ請求し、互助連合会から支給を行うものであるところ、互助連合会は、1年間の支給実績を集計した上で、互助組合を通じて本市に交付請求を行い、本市は、互助組合及び互助連合会が実施する福利厚生事業に係る補給として通常支出している交付金とは別に、当該支援品の資金全額として直接的に支出することになっている。

そうすると、給付の内容が、勤続30年に対するリフレッシュ活動支援といった福利厚生事業の形態にはなっているものの、現金を含めた選択制であること及び本市が当該給付に要する資金を直接的に全額交付していることを考え合わせれば、本市が職員に支給する給与と同視せざるを得ないものである。

ところが平成16年度実施分については、互助連合会としては例年どおり本件事業を実施したものであるが、当該給付の資金を本市に請求していないことから本市からの直接の支出は存在せず、互助連合会がその他の福利厚生事業を実施するに当たって互助組合を通じて職員から徴収した掛金と、同じく互助組合を通じて本市から補給を受けた交付金とで賄われていることになっている。

そうすると、実質上においても本市が職員に直接支給していると思わせるのではなく、給与と同視することはできないものであり、現金をも選択できる給付ということに疑問は残るものであるが、福利厚生事業において慶弔等での現金給付は存在するものであるから、現金給付であることのみをもって給与と認定するのは相当でない。

このたび国税局においても、互助組合等が職員から徴収した掛金と、本市が各種福利厚生事業を実施するために一括交付した資金とで実施する旅行券等の給付については、課税認定がなされていない。

以上のことから、平成16年度における本件事業としての給付は、本市が職員に対して支給する給与と位置付けることはできず、条例に基づかない違法な給与の支給と断定することはできないものと判断する。

5 結 論

以上の判断により、一部、結婚貸与金に係る弁済免除額の返還を求める請求人の主張には理由があると認められ、措置を講じる必要があるので次のとおり勧告する。

なお、奨学貸与金に係る弁済免除額及びリフレッシュ事業に係る支給相当額の返還を求める主張には理由がない。

勧 告

監査の結果、本市が互助組合に支出して職員に貸与している結婚貸与金の弁済免除については、本市の所定の手続によることなく互助組合に委ねたうえ、互助組合が支給する結婚祝金の一部に組み込まれており、規定に反した財産の処分と認められることから措置を講じる必要があるので、同法第 242 条第 4 項の規定により、次の措置を 2 か月以内に講じられるよう勧告する。

記

- 1 平成 16 年 4 月 25 日から平成 17 年 3 月 31 日までに弁済免除を行った結婚貸与金 7,683,000 円について、互助組合に返還を求めること
- 2 平成 17 年 3 月 31 日現在の結婚貸与金未弁済額 10,572,900 円について、互助組合に返還を求めること